

南筑後圏域 流域治水協議会 規約(改定案) (令和6年2月2日時点)

(名称)

第1条 本協議会は「南筑後圏域 流域治水協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、近年の激甚な水災害や、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に備え、別表1の水系の流域(以下、「南筑後圏域」という。)において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水災害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有等を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 南筑後圏域で行う流域治水の全体像の共有・検討等。
- (2) 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- (3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- (4) その他、「流域治水」に関して必要な事項。

(幹事会の構成)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の円滑な推進のため事務局を置く。

- 2 事務局は福岡県県土整備部河川整備課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関して必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和3年5月26日から施行する。

令和4年2月21日改定

令和5年2月7日

令和〇年〇月〇日改定

南筑後圏域 流域治水協議会 主な対象水系

くまがわ
隈川水系

どうめんがわ
堂面川水系

おおむたがわ
大牟田川水系

まわがわ せきがわ
諏訪川(関川)水系

南筑後圏域 流域治水協議会 名簿

大牟田市長

みやま市長

荒尾市長

南関町長

気象庁 福岡管区气象台 気象防災部 予報課長

福岡県 総務部 防災危機管理局 防災企画課長
 総務部 防災危機管理局 消防防災指導課長
 総務部 財産活用課長
 農林水産部 農山漁村振興課長
 農林水産部 林業振興課長
 県土整備部 道路維持課長
 県土整備部 河川管理課長
 県土整備部 河川整備課長
 県土整備部 港湾課長
 県土整備部 砂防課長
 建築都市部 都市計画課長
 建築都市部 建築指導課長
 建築都市部 公園街路課長
 建築都市部 下水道課長
 建築都市部 住宅計画課長
 教育庁 教育総務部 施設課長
 筑後農林事務所長
 筑後川水系農地開発事務所長
 南筑後県土整備事務所長

熊本県 県北広域本部 玉名地域振興局 土木部長

南筑後圏域 流域治水協議会 幹事会 名簿

大牟田市	土木建設課長、防災危機管理室 副室長、農林水産課長、土木管理課長、 企業局下水道課長、都市計画・公園課長、流域治水推進室 副室長		
みやま市	建設課長 総務課長		
荒尾市	建設農水部 土木課長、地域振興部 都市計画課長、建設農水部 農林水産課長、 市民環境部 防災安全課長、荒尾市企業局 建設課長		
南関町	建設課長		
気象庁	福岡管区气象台 気象防災部 予報課 広域避難支援気象官		
福岡県	総務部	防災危機管理局	防災企画課 課長補佐
	総務部	防災危機管理局	消防防災指導課 課長補佐
	総務部	財産活用課	課長補佐
	農林水産部	農山漁村振興課	課長技術補佐
	農林水産部	農村森林整備課	課長技術補佐
	農林水産部	林業振興課	課長技術補佐
	県土整備部	道路維持課	課長技術補佐
	県土整備部	河川管理課	課長技術補佐
	県土整備部	河川整備課	課長技術補佐
	県土整備部	港湾課	課長技術補佐
	県土整備部	砂防課	課長技術補佐
	建築都市部	都市計画課	課長技術補佐
	建築都市部	建築指導課	課長技術補佐
	建築都市部	公園街路課	課長技術補佐
	建築都市部	下水道課	課長技術補佐
	建築都市部	住宅計画課	課長技術補佐
	教育庁	教育総務部 施設課	課長技術補佐
	筑後農林事務所	農村整備第一課長	
	筑後川水系農地開発事務所	工務課長	
	南筑後県土整備事務所	港湾河川課長	
熊本県	県北広域本部	玉名地域振興局 土木部	工務課長

新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">南筑後圏域 流域治水協議会 規約</p> <p>(名称) 第1条 本協議会は「南筑後圏域 流域治水協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。</p> <p>(目的) 第2条 本協議会は、近年の激甚な水災害や、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に備え、別表1の水系の流域(以下、「南筑後圏域」という。)において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水災害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有等を行うことを目的とする。</p> <p>(協議会の構成) 第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。</p> <p>(協議会の実施事項) 第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 (1) 南筑後圏域で行う流域治水の全体像の共有・検討等。 (2) 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。 (3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。 (4) その他、「流域治水」に関して必要な事項。</p> <p>(幹事会の構成) 第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。 2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">南筑後圏域 流域治水協議会 規約</p> <p>(名称) 第1条 本協議会は「南筑後圏域 流域治水協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。</p> <p>(目的) 第2条 本協議会は、近年の激甚な水災害や、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に備え、別表1の水系の流域(以下、「南筑後圏域」という。)において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水災害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有等を行うことを目的とする。</p> <p>(協議会の構成) 第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。</p> <p>(協議会の実施事項) 第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 (1) 南筑後圏域で行う流域治水の全体像の共有・検討等。 (2) 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。 (3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。 (4) その他、「流域治水」に関して必要な事項。</p> <p>(幹事会の構成) 第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。 2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。</p>

9

改正案	現行
<p>(会議の公開)</p> <p>第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。</p> <p>2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。</p> <p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p> <p>2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 協議会及び幹事会の円滑な推進のため事務局を置く。</p> <p>2 事務局は福岡県県土整備部河川整備課に置く。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関して必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p> <p>(附則)</p> <p>第10条 本規約は、令和3年5月26日から施行する。</p> <p>令和4年2月21日改定 令和5年2月7日改定 令和〇年〇月〇日改定</p>	<p>(会議の公開)</p> <p>第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。</p> <p>2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。</p> <p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p> <p>2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 協議会及び幹事会の円滑な推進のため事務局を置く。</p> <p>2 事務局は福岡県県土整備部河川整備課に置く。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関して必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p> <p>(附則)</p> <p>第10条 本規約は、令和3年5月26日から施行する。</p> <p>令和4年2月21日改定 令和5年2月7日改定</p>

改 正 案	現 行
<p style="text-align: right;">別表1</p> <p style="text-align: center;">南筑後圏域 流域治水協議会 主な対象水系</p> <p>隈川水系 堂面川水系 大牟田川水系 諏訪川(関川)水系</p>	<p style="text-align: right;">別表1</p> <p style="text-align: center;">南筑後圏域 流域治水協議会 主な対象水系</p> <p>隈川水系 堂面川水系 大牟田川水系 諏訪川(関川)水系</p>

改 正 案	現 行
<p style="text-align: right;">別表2</p> <p style="text-align: center;">南筑後圏域 流域治水協議会 名簿</p> <p>大牟田市長 みやま市長 荒尾市長 南関町長</p> <p>気象庁 福岡管区气象台 気象防災部 予報課長</p> <p>福岡県 総務部 防災危機管理局 防災企画課長 総務部 防災危機管理局 消防防災指導課長 総務部 財産活用課長 農林水産部 農山漁村振興課長 農林水産部 林業振興課長 県土整備部 道路維持課長 県土整備部 河川管理課長 県土整備部 河川整備課長 県土整備部 港湾課長 県土整備部 砂防課長 建築都市部 都市計画課長 建築都市部 建築指導課長 建築都市部 公園街路課長 建築都市部 下水道課長 建築都市部 住宅計画課長 教育庁 教育総務部 施設課長 筑後農林事務所長 筑後川水系農地開発事務所長 南筑後県土整備事務所長</p> <p>熊本県 県北広域本部 玉名地域振興局 土木部長</p>	<p style="text-align: right;">別表2</p> <p style="text-align: center;">南筑後圏域 流域治水協議会 名簿</p> <p>大牟田市長 みやま市長 荒尾市長 南関町長</p> <p>気象庁 福岡管区气象台 気象防災部 予報課長</p> <p>福岡県 総務部 防災危機管理局 防災企画課長 総務部 防災危機管理局 消防防災指導課長 農林水産部 農山漁村振興課長 農林水産部 林業振興課長 県土整備部 道路維持課長 県土整備部 河川管理課長 県土整備部 河川整備課長 県土整備部 港湾課長 県土整備部 砂防課長 建築都市部 都市計画課長 建築都市部 建築指導課長 建築都市部 公園街路課長 建築都市部 下水道課長 建築都市部 住宅計画課長 教育庁 教育総務部 施設課長 筑後農林事務所長 筑後川水系農地開発事務所長 南筑後県土整備事務所長</p> <p>熊本県 県北広域本部 玉名地域振興局 土木部長</p>

改 正 案		現 行	
	別表3		別表3
	南筑後圏域 流域治水協議会 幹事会 名簿		南筑後圏域 流域治水協議会 幹事会 名簿
大牟田市	土木建設課長、防災危機管理室 副室長、農林水産課長、土木管理課長、 企業局下水道課長、都市計画・公園課長、流域治水推進室 副室長	大牟田市	土木建設課長、防災危機管理室 副室長、農林水産課長、土木管理課長、 企業局下水道課長、都市計画・公園課長、流域治水推進室 副室長
みやま市	建設課長 総務課長	みやま市	建設課長
荒尾市	建設農水部 土木課長、 地域振興部 都市計画課長、 建設農水部 農林水産課長、 市民環境部 防災安全課長、荒尾市企業局 建設課長	荒尾市	産業建設部 土木課長、産業建設部 都市計画課長、産業建設部 農林水産課長、 市民環境部 防災安全課長、荒尾市企業局 建設課長
南関町	建設課長	南関町	建設課長
気象庁	福岡管区气象台 気象防災部 予報課 広域避難支援気象官	気象庁	福岡管区气象台 気象防災部 予報課 大規模氾濫対策気象官
福岡県	総務部 防災危機管理局 防災企画課 課長補佐 総務部 防災危機管理局 消防防災指導課 課長補佐 総務部 財産活用課 課長補佐 農林水産部 農山漁村振興課 課長技術補佐 農林水産部 農村森林整備課 課長技術補佐 農林水産部 林業振興課 課長技術補佐 県土整備部 道路維持課 課長技術補佐 県土整備部 河川管理課 課長技術補佐 県土整備部 河川整備課 課長技術補佐 県土整備部 港湾課 課長技術補佐 県土整備部 砂防課 課長技術補佐 建築都市部 都市計画課 課長技術補佐 建築都市部 建築指導課 課長技術補佐 建築都市部 公園街路課 課長技術補佐 建築都市部 下水道課 課長技術補佐 建築都市部 住宅計画課 課長技術補佐 教育庁 教育総務部 施設課 課長技術補佐 筑後農林事務所 農村整備第一課長 筑後川水系農地開発事務所 工務課長 南筑後県土整備事務所 港湾河川課長	福岡県	総務部 防災危機管理局 防災企画課 課長補佐 総務部 防災危機管理局 消防防災指導課 課長補佐 農林水産部 農山漁村振興課 課長技術補佐 農林水産部 農村森林整備課 課長技術補佐 農林水産部 林業振興課 課長技術補佐 県土整備部 道路維持課 課長技術補佐 県土整備部 河川管理課 課長技術補佐 県土整備部 河川整備課 課長技術補佐 県土整備部 港湾課 課長技術補佐 県土整備部 砂防課 課長技術補佐 建築都市部 都市計画課 課長技術補佐 建築都市部 建築指導課 課長技術補佐 建築都市部 公園街路課 課長技術補佐 建築都市部 下水道課 課長技術補佐 建築都市部 住宅計画課 課長技術補佐 教育庁 教育総務部 施設課 課長技術補佐 筑後農林事務所 農村整備第一課長 筑後川水系農地開発事務所 工務課長 南筑後県土整備事務所 港湾河川課長
熊本県	県北広域本部 玉名地域振興局 土木部 工務課長	熊本県	県北広域本部 玉名地域振興局 土木部 工務課長